

栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市人権施策推進プランの基本理念に基づき、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を実施するに当たり、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な権利と責任を有し、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行う2人の者に係る関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、市長に対して、互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宣誓をしようとする日において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所を有し、同一世帯であること。
 - イ 宣誓をしようとする者の一方が本市に住所を有し、他方が宣誓をし

ようとする日から14日以内に当該住所の同一世帯へ転入すること。

ウ 宣誓をしようとする者の双方が宣誓をしようとする日から14日以内に市内の同一住所、かつ、同一世帯へ転入すること。

- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者の双方に宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族でないこと。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が直系姻族の関係にないこと。離婚又は特別養子縁組により婚姻関係が終了した後も同様とする。
- (7) 宣誓をしようとする者同士が養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系卑属の関係にないこと。ただし、離縁により親族関係が終了した場合は、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてそれぞれが自署した栃木市パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市へ転入する者にあつては、本市への転入予定日が宣誓をしようとする日から14日以内の転出証明書の写しとし、その原本は提示するものとする。
- (2) 戸籍謄本、婚姻要件具備証明書その他の前条第3号から第7号までのいずれにも該当することを証する書類（宣誓をしようとする日前3月以

内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が宣誓書に自署することができないときは、双方の立会いの下で他の者に代署させることができるものとする。

(届出事項等の変更)

第5条 宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、栃木市パートナーシップ宣誓事項変更届(別記様式第2号。以下「変更届」という。)に変更後の内容を証するものその他市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(1) 住所、氏名その他の宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。

(2) 一方が死亡したとき。

2 前項の届出について、宣誓者の一方の意思が確認できないときは、その者に対し、当該届出があった後遅滞なく、転送を要しない郵便物又は信書便物として書面を送付する方法により、当該届出があった旨を通知するものとする。

(パートナーシップの解消)

第6条 パートナーシップを解消するときは、栃木市パートナーシップ解消届(別記様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

2 前項の届出について、宣誓者の一方の意思が確認できないときは、前条第2項の規定を準用する。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第4条の規定による宣誓があったときは、栃木市パートナーシップ宣誓証明書（別記様式第4号。以下「証明書」という。）を宣誓者に対し交付するものとする。

2 氏名の変更についての変更届の提出があったときは、変更事由、変更日等を記載の上、新たな証明書を交付するものとする。この場合において、証明書に記載される宣誓日は変更しないものとする。

3 市長は、証明書を紛失、毀損又は汚損したことにより、宣誓者から栃木市パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（別記様式第5号）の提出があったときは、宣誓者が次条第1項各号に該当するときを除き、証明書を再交付するものとする。この場合において、証明書に記載される宣誓日は変更しないものとする。

（証明書の返還と効力）

第8条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該宣誓者は、証明書を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 氏名の変更により、新たな証明書が発行されたとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たしていないと判明したとき（単身赴任等による一時的な転居又は転出によるものを除く。）。
- (5) パートナーシップを形成する意思がないにもかかわらず行われた虚偽の宣誓と判明したとき。

2 前項各号のいずれかに該当しているにもかかわらず返還されていない証明書は無効とする。ただし、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったことによって証明書の返還を要することとなったときは、当該要件を満た

さなくなつたとき以後に限って無効とする。

- 3 前項に規定する無効な証明書であつて、当該証明書が返還されないことに正当な理由が認められないものについては、市長は、市ホームページにその証明書交付番号を公表することができるものとする。

(通称の使用)

第9条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、証明書に表示する氏名について、戸籍上の氏名以外の呼称であつて社会生活上日常的に使用しているもの(以下「通称」という。)の使用を希望するときは、宣誓書等の記入に当たり、戸籍上の氏名と通称を併記することにより、通称を使用することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、宣誓をしようとする者又は宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書に表示する氏名については当該通称を使用するものとする。

(宣誓書の保存)

第10条 市長は、宣誓書を長期保存するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

栃木市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）栃木市長

私たちは、栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名（自署）※1		
フリガナ		
通称（使用するときのみ自署する。） ※2		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※1 外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

※2 通称を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

【確認事項】 宣誓に当たり、次に掲げる事項のうち該当するものに「レ」を付けてください。

1	双方ともに、成年に達している。	<input type="checkbox"/>			
2	双方ともに、市内に同一の住所を有し、同一世帯である。	<input type="checkbox"/>			
	双方のうち一方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>			
	市内に転入を予定している。 ※3	<table border="1"> <tr> <td>転入予定先</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>転入予定日</td> <td>_____</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/>	転入予定先	_____	転入予定日
転入予定先	_____				
転入予定日	_____				
3	双方ともに配偶者（事実婚によるものを含む。）がない。	<input type="checkbox"/>			
4	双方ともに、宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいない。	<input type="checkbox"/>			
5	直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ではない。	<input type="checkbox"/>			
6	直系姻族の関係ではない。	<input type="checkbox"/>			
7	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない。 又は養子離縁により親族関係が終了している。	<input type="checkbox"/>			

※3 宣誓日から14日以内に同一世帯に転入しないときは、この宣誓は無効となります。

事務処理欄

受付番号	
------	--

別記様式第2号（第5条関係）

栃木市パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づき、宣誓事項に変更があったことを届け出ます。

宣誓日	年 月 日	証明書交付番号（ ）
-----	-------	------------

宣 誓 者（窓口に来た方は「レ」を付けてください。）		
フリガナ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏 名（自 署）※1		
フリガナ		
通称（使用している ときのみ自署する。） ※2		
住 所		
変更した日	年 月 日	
変更となった事項 （右のいずれかに 「レ」）	住所、氏名その他の宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項の変更 ※3 <input type="checkbox"/> 転出（双方）※4 <input type="checkbox"/> 転出（一方）※4・ <input type="checkbox"/> （一時的） <input type="checkbox"/> 転居（双方）・ <input type="checkbox"/> （一方）※4・ <input type="checkbox"/> （一時的） <input type="checkbox"/> 氏名 ※4 <input type="checkbox"/> その他 <hr/> <input type="checkbox"/> 死亡（一方）※4	
電話番号	（ ）	

- ※1 外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。
 ※2 通称を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。
 ※3 変更事項が記載された書類（住民票の写し等）を提出してください。
 ※4 栃木市パートナーシップ宣誓証明書（別記様式第4号）を返還してください。

注意：この届出をしたことをもう一方の宣誓者に確認することができないときは、その方あてにこの届出を受理したことを通知します。

事務処理欄

受付番号	
------	--

別記様式第3号（第6条関係）

栃木市パートナーシップ解消届

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップを解消することを届け出ます。

宣誓日	年 月 日	証明書交付番号（ ）
-----	-------	------------

宣 誓 者（窓口に来た方は「レ」を付けてください。）		
フリガナ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏 名（自 署）※		
フリガナ		
通称（使用している ときのみ自署する。）		
住 所		
電話番号	（ ）	

※ 外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

注意：栃木市パートナーシップ宣誓証明書（別記様式第4号）を返還してください。

この届出をしたことをもう一方の宣誓者に確認することができないときは、その方あてにこの届出を受理したことを通知します。

事務処理欄

受付番号	
------	--

別記様式第4号（第7条関係）

（表）

栃木市パートナーシップ宣誓証明書

年 月 日

氏 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

上記の2人が、栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓したことを証明します。

栃木市は、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

今後とも、2人が自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。

栃木市長



証明書交付番号【第 号】

※ この証明書の提示を受けた方は、裏面をご確認ください。

(裏)

【この証明書の提示を受けた方へ】

栃木市は、栃木市人権施策推進プランの基本理念に基づき、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業所の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、対等な権利と責任を有し、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行う2人の者に係る関係と定義しています。

この証明書は、2人がこの栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に基づいて宣誓したことのみを証明するもので、この宣誓により法律上の効力（相続人としての権利及び義務、税金の控除など）が生じるものではなく、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

また、宣誓時点の関係を証明するものであり、それ以降の変動については証明しておりません。

【注意事項】

- 1 この証明書は、要綱の趣旨に従って使用してください。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当したときは、その旨を市長に届け出てください。
 - (1) 住所、氏名その他の宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) パートナーシップを解消するとき。
- 3 2(1)又は(2)に該当したときは、変更後の内容を証するものその他市長が必要と認めるものを提出してください。
- 4 パートナーシップを形成する意思がないときは無効とします。第3条各号の要件を満たさなくなったときは、満たさなくなったとき以降は無効とします。
- 5 無効となった証明書は市長に返還してください。なお、その証明書が返還されないときは、証明書交付番号を市ホームページで公表することがあります。

【通称を使用した宣誓について】

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

フリガナ		
通称		
フリガナ		
戸籍上の氏名		

別記様式第5号（第7条関係）

栃木市パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第3項の規定に基づき、栃木市パートナーシップ宣誓証明書の再交付を申請します。

宣 誓 者 （窓口に来た方は「レ」を付けてください。）		
フリガナ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏 名（自署）※1		
フリガナ		
通称（使用するときのみ自署する。）※2		
宣誓年月日	年 月 日	
住 所		
電話番号	（ ）	
証明書の再交付を必要とする理由		

※1 外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

※2 通称を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

【確認事項】該当するときは「レ」を付けてください。

1	現在もパートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
2	2人とも生存している。	<input type="checkbox"/>
3	第3条各号の要件を満たし、住所等の変更がない。	<input type="checkbox"/>

事務処理欄

受付番号	
------	--